

# **第四次千葉県地域福祉支援計画**

**(令和5年度～令和8年度)**

**千葉県  
2023年9月**

## ごあいさつ

誰もが住み慣れた地域で、生きがいや希望をもって、その人らしく心豊かに暮らし、活躍ができる社会の実現は、全ての県民の願いです。



一方、少子高齢化の進行のほか、家族形態や雇用形態の変化など、社会構造が大きく変化する中、老老介護、ヤングケアラー、ひきこもり、ダブルケアなど、個人や世帯が抱える課題は複雑化・複合化しています。

また、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大では、各種の社会活動が制限され、様々な課題が見えにくい状況となり、人と人とのつながり、地域社会とのつながりの重要性が再認識されました。

こうした中、支援を必要とする方々が抱える課題を包括的に受け止め、県、市町村、地域住民・団体、企業など社会全体が協力して、未来に向かって住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現が一層求められています。

県では、このような認識の下、『未来を照らし 共に生きる 共に創る 地域共生社会』を目指す」を基本理念として、「第四次千葉県地域福祉支援計画」を策定しました。

本計画に基づき、県民の皆様をはじめ、市町村や関係団体の方々と連携・協働しながら、「誰一人取り残さない、孤立させない、つながる」地域社会の実現に向けた基盤の強化に全力で取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、多大な御尽力をいただきました「千葉県地域福祉支援計画策定・推進協議会」の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見・御提言をいただきました市町村、関係団体、県民の皆様から心から感謝申し上げます。

令和5年9月

千葉県知事 熊谷 俊人

# 目次

<b>第 1 章</b>	<b>計画策定の基本的な考え方</b>	1
1	計画策定の趣旨等	1
(1)	計画策定の趣旨	1
(2)	計画の位置付け	2
(3)	計画期間	2
2	計画の基本的な考え	3
(1)	計画の目的	4
(2)	計画の理念	4
(3)	SDGs の理念に基づく「誰一人取り残さない」 地域共生社会の実現	5
3	重層的支援体制整備事業の創設概要	6
(1)	重層的支援体制整備事業の実施	6
(2)	重層的支援体制整備事業実施計画	8
(3)	重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドライン 及び取組事例	9
<b>第 2 章</b>	<b>地域福祉活動の推進体制</b>	14
I	地域福祉の推進イメージ	14
II	各圏域（エリア）の主な役割	15
1	地域福祉活動の基礎となる日常生活圏	15
2	日常生活圏の地域福祉活動を支える小域福祉圏	15
(1)	小域福祉圏のネットワークの役割	15
(2)	市町村の役割	15
(3)	柔軟な推進体制による推進	16
3	総合的な福祉サービスを提供する基本福祉圏	16
(1)	基本福祉圏のネットワークの役割	16
(2)	市町村の役割	17
(3)	体制イメージ	17
4	地域福祉活動を専門性で支える広域福祉圏	18
(1)	広域福祉圏（及び県全域）のネットワークの役割	18
(2)	県の役割	18
(3)	推進に当たっての考え方	19
III	地域福祉の担い手として期待される団体等	20
(1)	自治会・町内会等の地縁団体	20
(2)	社会福祉協議会	20

(3)	民生委員・児童委員	21
(4)	社会福祉法人・社会福祉施設	21
(5)	学校・生涯学習施設	22
(6)	企業・協同組合・事業者	22
(7)	NPO法人・ボランティア団体	23
(8)	千葉県共同募金会	23
(9)	広域・県域の福祉系組織	24

### 第3章 本県の地域福祉を取り巻く社会情勢の現状等

1	人口・世帯等の状況	25
(1)	将来人口推計	26
(2)	合計特殊出生率	27
2	支援を必要とする方々の状況	28
(1)	高齢者の状況	28
(2)	障害のある人の状況（手帳の所持者数）	30
(3)	生活困窮者等の状況	31
(4)	ヤングケアラーの状況	37
(5)	ひきこもりの状態にある人の状況	39
(6)	自殺者の状況	40
(7)	更生の支援が必要な人の状況	41
(8)	児童、高齢者、障害者等への虐待の状況	43
(9)	外国人の状況	47
3	社会環境の変化	48
(1)	家庭や社会構造の変化	48
(2)	福祉人材の不足	55
(3)	地域福祉を担う人材の不足・高齢化・固定化	64
(4)	個人や世帯が抱える課題の多様化・複雑化	67
(5)	SDGsへの関心の高まり	72
(6)	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染状況	73
(7)	先進的な技術の進展	75
4	社会福祉法等の改正	76
(1)	社会福祉法の改正	76
(2)	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	76
(3)	共生社会の実現を推進するための認知症基本法	76
(4)	障害者の権利に関する条約に関連した法制度の整備	77
(5)	児童福祉法及び児童虐待防止法の改正	77
(6)	こども・子育て施策	77
5	県民の意識・活動状況	79
6	市町村アンケート結果	82

## 第4章 計画の具体的な取組

～ 地域・市町村を支援するための施策 ～	95
<b>I 地域共生社会実現に向けた意識づくり</b>	96
1 地域共生の意識の醸成	96
2 福祉教育の推進	98
3 インクルーシブ教育の推進	100
<b>II 持続可能な「支え合い、つながる」地域づくり</b>	101
1 地域生活課題の解決に向けた取組や仕組みづくりへの支援	101
（1）生活課題に即応した地域づくり	101
（2）消費者被害防止対策等の推進	103
（3）地域における子育て支援の充実	104
（4）新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた地域づくり	105
2 地域福祉の場、拠点づくりの促進	107
（1）地域コミュニティづくり推進への支援	107
（2）地域住民の活動の場、居場所づくりと社会資源の創出	109
3 地域住民等による地域の多様な活動の推進	111
（1）地域住民等による地域の多様な活動の推進	111
（2）社会福祉法人の「地域における公益的な取組」の推進	113
（3）官民協働の地域づくり活動・地域貢献活動の促進	114
（4）寄附文化の醸成	116
<b>III 多様な福祉の担い手づくり</b>	118
1 福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策	118
（1）福祉人材の確保・育成・定着対策の推進	118
（2）介護等の各分野における人材の確保・育成・定着対策の推進	121
2 地域福祉を担う住民の育成・組織づくり	124
（1）民生委員・児童委員活動への支援	124
（2）コミュニティソーシャルワーカーの育成・活動の充実	126
（3）NPO、ボランティア活動等の地域福祉活動への支援	128
3 地域住民、社会福祉法人、NPO、企業等の参画促進	130
<b>IV 地域福祉を推進する基盤づくり</b>	133
1 包括的な相談支援体制の構築促進	133
（1）包括的な相談支援体制の整備の推進等	133
（2）重層的支援体制整備構築の支援	136
（3）多様な主体・サービスがにつながるネットワークづくり	138
2 すべての県民を守るセーフティネットの構築	140

(1)	制度の狭間の課題への対応	140
(2)	高齢、障害、こども・子育て、生活困窮者等の 分野ごとの対策の推進	142
3	福祉サービスの質の向上と、地域に必要な福祉サービスの供給	153
(1)	福祉サービスの質の向上	153
(2)	地域に必要な福祉サービスの供給	155
<b>V</b>	<b>暮らしやすい環境づくり</b>	156
1	お互いを認め合う人権を尊重した社会づくりと権利擁護の推進	156
(1)	人権を尊重した共生する社会づくり	156
(2)	権利擁護体制の推進	159
(3)	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の レガシーを活用した福祉のまちづくりの推進	162
2	安全・安心なまちづくりの推進	165
(1)	多様な災害に強い環境づくりの推進	165
(2)	犯罪の起こりにくいまちづくりの推進	167
3	デジタル技術を活用した環境整備	169
(1)	デジタル技術の活用推進	169
(2)	情報格差を生まない効果的な情報発信・手続き	171
<b>VI</b>	<b>市町村の主体性・創造性を推進する支援</b>	173
1	市町村地域福祉計画の策定支援等	173
(1)	市町村地域福祉計画の策定支援等	173
2	広域的な市町村支援	177
(1)	広域的な市町村支援	177
(2)	福祉サービス等に関する情報の収集・提供	179
<b>第5章</b>	<b>県の実施に係る施策体系</b>	180
<b>第6章</b>	<b>地域・市町村の主な取組事例</b>	185
<b>第7章</b>	<b>計画の進行管理と達成目標</b>	203
1	計画の進行管理	203
2	計画の達成目標	204
(1)	計画の基本指標	204
(2)	施策ごとの達成目標	204

## < 資料編 >

1	用語の説明・・・・・・・・・・・・・・・・	208
2	千葉県地域福祉支援計画策定・推進協議会委員名簿・・・・・・・・	218
3	第四次千葉県地域福祉支援計画策定の経緯・・・・・・・・	219

- \* 「こども」表記について  
国の「こども」表記の判断基準を踏まえ、法令に根拠がある語や固有名詞に用いる場合などを除き、原則として「こども」と表記します。
- \* 「用語の説明」について  
説明のある用語の最初の箇所に「※」を付しています。